（就労自立給付金の支給の申請）

第十八条の四　就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一　被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二・三　（略）

２　（略）

（進学準備給付金の支給の申請）

第十八条の九　進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一　被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二・三　（略）

２　（略）

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給認定の申請等） **第十二条**　法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。 一　当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先 二　当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては、当該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄 三・四　（略） 五　支給認定基準世帯員の氏名及び個人番号 六～十　（略） ２・３　（略） （申請内容の変更の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証（法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）を添えて都道府県に提出しなければならない。 一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、個人番号及び連絡先	（支給認定の申請等） **第十二条**　法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。 一　当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先 二　当該申請に係る指定難病の患者の保護者が当該申請をしようとする場合においては、当該保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該患者との続柄 三・四　（略） 五　支給認定基準世帯員の氏名 六～十　（略） ２・３　（略） （申請内容の変更の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届出をしようとする支給認定患者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証（法第七条第四項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）を添えて都道府県に提出しなければならない。 一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び連絡先